

[Tweet](#)

令和6年5月17日
金融庁

「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「[事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）](#)」（[5 前払式支払手段発行者関係及び14 資金移動業者関係](#)）の一部改正（案）につきまして、令和6年3月15日（金曜）に公表し、令和6年4月15日（月曜）まで、広く意見の募集を行いました。

その結果、2の団体より計2件のコメントをいただきました。また、本件とは直接関係しないコメントをお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございます。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙1](#)を御覧ください。

【改正概要】

- ・金融庁所管府令に規定する書面揭示規制の見直し等への対応
- ・無登録業者（銀行法における免許又は資金決済に関する法律における資金移動業の登録を受けず業として為替取引を営んでいる者）への対応

具体的な改正の内容については[別紙2](#)～[別紙3](#)を御参照ください。
改正後の事務ガイドライン等は、本日から適用いたします。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
総合政策局フィンテック参事官室（内線2519、2537、2539）

- (別紙1) [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)
- (別紙2) [事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）の一部改正（新旧対照表）](#)
- (別紙3) [事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）の一部改正（新旧対照表）](#)

サイトマップ

金融
庁に
つい
て

報
道・
広報

政
策・
審議
会等

法
令・
指針
等

金
融
機
関
情
報

国
際
関
係
情
報

アクセ
スF
S
A
(金融
庁広
報誌)


相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディア
アカウント

▶ 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000